「雪若丸」種子受領・苗処分報告書

別紙２



提出用（期限：令和３年６月30日）

及び遵守事項確認書

１　令和３年産｢雪若丸｣の種子を受領し、育苗・移植後の苗を以下のとおり適正に処分しましたので報告します。

　　（１）購入種子量：　　　　　　ｋｇ

　　（２）育苗箱数：　　　　　　　枚

　　（３）作付面積：　　　　　　　ａ

　　（４）使用箱数：　　　　　　　枚

　　（５）残箱数：　　　　　　　　枚

　　（６）残った苗の具体的な処分方法

２　次の項目を遵守し、高品質・良食味の「雪若丸」生産に努めます。

　　（１）登録面積以内で作付すること。

　　（２）栽培マニュアル及び高品質・良食味安定生産ガイドラインに基づく生産方式を遵守すること。

　　（３）受領した種子並びに育苗した苗の第三者譲渡及び自家採種を行わないこと。

　　（４）収穫物は自家消費を除き、全量出荷（販売）すること。

山形｢つや姫｣｢雪若丸｣ブランド化戦略推進本部

本部長　山形県知事　吉村　美栄子　殿

令和　 年　　　月　　　日

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　印

　ブランド化戦略上、余った苗を登録された面積以上に作付することは認められていません。また、第三者への再譲渡も認められていません。必ず自分で適切に処分してください。

※注意　○正規販売以外で手に入れた種苗の利用や、増殖した種苗の他の農家への譲り渡しなど、品

　　　　　種登録を受けた者の権利を侵害した場合には、「種苗法」に基づき損害賠償などを求めら

れることがあります。故意の場合は懲役や罰金またはその両方が科されることもあります。

○各総合支庁各農業技術普及課で直接確認する場合があります。

　 ○この書類が提出されない場合は、本年の生産組織登録が取り消される場合があります。

「雪若丸」種子受領・苗処分報告書

保管用



及び遵守事項確認書

１　令和３年産｢雪若丸｣の種子を受領し、育苗・移植後の苗を以下のとおり適正に処分しましたので報告します。

　　（１）購入種子量：　　　　　　ｋｇ

　　（２）育苗箱数：　　　　　　　枚

　　（３）作付面積：　　　　　　　ａ

　　（４）使用箱数：　　　　　　　枚

　　（５）残箱数：　　　　　　　　枚

　　（６）残った苗の具体的な処分方法

２　次の項目を遵守し、高品質・良食味の「雪若丸」生産に努めます。

　　（１）登録面積以内で作付すること。

　　（２）栽培マニュアル及び高品質・良食味安定生産ガイドラインに基づく生産方式を遵守すること。

　　（３）受領した種子並びに育苗した苗の第三者譲渡及び自家採種を行わないこと。

　　（４）収穫物は自家消費を除き、全量出荷（販売）すること。

山形｢つや姫｣｢雪若丸｣ブランド化戦略推進本部

本部長　山形県知事　吉村　美栄子　殿

令和　　　年　　　月　　　日

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　印

　ブランド化戦略上、余った苗を登録された面積以上に作付することは認められていません。また、第三者への再譲渡も認められていません。必ず自分で適切に処分してください。

※注意　○正規販売以外で手に入れた種苗の利用や、増殖した種苗の他の農家への譲り渡しなど、品

　　　　　種登録を受けた者の権利を侵害した場合には、「種苗法」に基づき損害賠償などを求めら

れることがあります。故意の場合は懲役や罰金またはその両方が科されることもあります。

○各総合支庁各農業技術普及課で直接確認する場合があります。

○この書類が提出されない場合は、本年の生産組織登録が取り消される場合があります。